

# 倶知安町下水道排水設備指定工事店の申請に関する注意事項

排水設備工事は、倶知安町下水道条例第7条により、町の指定工事店でなければ行えないこととなっています。そのため、工事店の指定を受けるためには、町に指定申請をしなければなりません。

## 1. 指定工事店の資格要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 倶知安町指定給水装置工事事業者であること。</li><li>② 責任技術者が1名以上専属していること。</li><li>③ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。</li><li>④ 北海道内に営業所を有すること。</li><li>⑤ 町税の滞納がないこと。</li><li>⑥ 次のいずれにも該当しない工事事業者（法人にあつては代表者）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合。</li><li>(2) 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合。</li><li>(3) 指定工事店が、指定を取り消されてから2年を経過していない場合。</li></ol></li></ol> |
|--|

※なお、経営内容その他について、指定工事店として不適當であると町長が認めたときは、この限りではありません。

## 2. 指定工事店の指定申請

1で説明した資格要件に適合する場合、指定工事店の指定を申請することができます。

指定に必要な書類	チェック欄
<b>① 下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第1号）</b>	
(1) 個人及び法人の代表者は、履歴書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと証する書類	
(2) 申請者（法人の場合は代表者）の住民票	
(3) 商業登記簿謄本及び定款の写し（法人の場合）	
(4) 専属責任技術者名簿（様式第2号）	
(5) 倶知安町指定給水装置工事事業者の指定を受けていることを証する書類又は倶知安町指定給水装置工事事業者申請書の写し	
(6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証明する書類	
(7) 誓約書（別記様式第2号の2）	
<b>② 専属責任技術者名簿（様式第2号）</b>	
(1) 責任技術者の資格認定証の写し	
(2) 専属を確認できるものとして、以下の三つのうちいずれか一つ <ul style="list-style-type: none"><li>・組合健保、協会けんぽ被保険者証（国民健康保険証は除く。）の写し</li><li>・雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し</li><li>・従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し</li></ul>	
<b>③ 責任技術者登録申請書（様式第8号）</b>	
(1) 責任技術者の履歴書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことを証する書類	
(2) 責任技術者の住民票	
(3) 写真（最近3か月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm×横2.5cm） 1枚	
(4) 責任技術者の資格認定証の写し	
(5) 誓約書（別記様式第2号の2）	

町では、上記申請を受理し、指定工事店としての指定を行った工事店に対し、下水道排水設備指定工事店証を交付いたします。